

委提第1号

北本市民のいのちと心を守る自殺対策条例の制定について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市民のいのちと心を守る自殺対策条例を次のとおり提出する。

平成31年3月18日 提出

提出者 健康福祉常任委員会  
委員長 渡邊良太

北本市議会議長 島野和夫 様



## 北本市民のいのちと心を守る自殺対策条例

### (目的)

第1条 この条例は、自殺対策について、基本理念を定め、市、学校（北本市立学校設置及び管理条例（昭和41年条例第3号）別表に規定する小学校及び中学校をいう。以下同じ。）、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、自殺対策を計画的に推進し、市民が健康で生きがいをもって暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 自殺対策は、誰も自殺に追い込まれることがない社会及び全ての市民がかけがえのない個人として尊重されるとともに生きがいや希望を持って暮らすことができる社会の実現を目指し、実施されなければならない。

2 自殺対策は、生きることの妨げとなる様々な要因の解消に資するための包括的な支援及び生きることを支えるための環境の整備充実が図られることを目指し、実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、自殺の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、包括的な取組として実施されなければならない。

4 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、自殺の実態や地域の実情に即して実施されなければならない。

5 自殺対策は、自殺の予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の対応の各段階に応じて効果的に実施されなければならない。

6 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業者、学校及び自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者（以下「関係機関」という。）が相互に連携を図りながら実施されなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、自殺に関する現状を把握し、地域の実情に配慮した効果的な自殺対策を推進するものとする。

2 市は、自殺対策の担い手でもある職員が心身の健康を保持しながら職務に従事するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (学校の責務)

第4条 学校は、自殺対策に対する正しい理解を深め、関係機関及び保護者と連携しながら、その学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）が心身ともに健康な生活を送るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校は、自殺対策の担い手でもある教職員等が心身の健康を保持しなが

ら職務に従事するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校は、その学校に在籍する児童等に命の尊さを教え、生きる力を育む教育の機会を設けるよう努めるものとする。

4 学校は、その学校に在籍する児童等からの助けを求める心のサインを見逃すことなく必要な対応をするよう努めるものとする。

5 学校は、その学校に在籍する児童等が自己を肯定し、周囲の人との信頼関係を築くことのできる心の環境づくりに努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する自殺対策に協力するとともに、関係機関と連携しながら、その雇用する労働者の心身の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、市が実施する自殺対策の重要性について、理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

(名誉、心情及び生活の平穩への配慮)

第7条 市は、自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉、心情及び生活の平穩に十分配慮するものとする。

(計画の策定等)

第8条 市は、自殺対策を効果的に推進するための計画を策定するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。